**職員の給与に関する規程**

1. 特定非営利活動法人寺子屋方丈舎（以下「この法人」という。）は、その設立趣旨に則り、事業運営にあたる職員給与についての規定である

第２条 この法人の職員へはその能力に応じて給与を支払う

（給与規定）

第３条 この法人の職員は、法人の業務について以下の規定に基づき給与を受けることができる。

　　　高校卒業（新卒）160,000円

　　　大学卒業（新卒）180,000円

　　　中途採用は経験等により考慮する

（交通費支給）

第４条 この法人は、法人業務に基づき移動するときは公共交通機関単価に基づいて交通費を支給することができる

（社会保険等加入）

第５条　この法人は、雇用者に関して社会保険等に加入することを義務義務付ける

（昇級について）

第６条　毎年その年の業績に応じて昇級する

（賞与について）

第７条　年１回、支給する

第８条　給与に交通費を加えて、社会保険料、税等をあずかり、本人指定の口座に振り込むことを原則にする

第９条　給与の支払いは、雇用契約に基づいて行われる。契約に関する法令を遵守し、変更あるときは本人と再度契約をする

附則

この規程は、2019年 12月1日から施行する。